第五条 法第四十五条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の申請は、精神 障害者の居住地(居住地を有しないときは、その現在地。以下同じ。)を管轄する市町村 長(特別区の長を含む。以下同じ。)を経由して行わなければならない。

(平一一政三九三・追加、平一三政三三三・一部改正、平一八政一○・旧第五条の三繰上・一部改正)

- 第六条 法第四十五条第二項に規定する政令で定める精神障害の状態は、第三項に規定する障害等級に該当する程度のものとする。
- 2 精神障害者保健福祉手帳には、次項に規定する障害等級を記載するものとする。
- 3 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級、二級及び三級とし、各級の障害の状態は、それぞれ次の表の下欄に定めるとおりとする。

障害等級	精神障害の状態
一級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
二級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加え
	ることを必要とする程度のもの
三級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは
	社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(平七政二七八・追加)

第六条の二 法第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付は、その申請を受理した市町村長を経由して行わなければならない。

(平一一政三九三・追加、平一三政三三三・一部改正)

- 第七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に居住地を有する精神障害者に係る精神障害者保健福祉手帳交付台帳を備え、厚生労働省令で定めるところにより、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事項を記載しなければならない。
- 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道 府県の区域内において居住地を移したときは、三十日以内に、精神障害者保健福祉手帳 を添えて、その居住地を管轄する市町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出 なければならない。
- 3 前項の規定による届出があつたときは、その市町村長は、その精神障害者保健福祉手 帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない。
- 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、他の都道府県の区域に居住地を移した ときは、三十日以内に、新居住地を管轄する市町村長を経由して、新居住地の都道府県 知事にその旨を届け出なければならない。
- 5 都道府県知事は、前項の届出を受理したときは、旧居住地の都道府県知事にその旨を 通知するとともに、新居住地を管轄する市町村長を経由して、旧居住地の都道府県知事

が交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに、新たな精神障害者保健福祉手帳をその 者に交付しなければならない。

- 6 都道府県知事は、次に掲げる場合には、精神障害者保健福祉手帳交付台帳から、その 精神障害者保健福祉手帳に関する記載事項を消除しなければならない。
 - 一 法第四十五条の二第一項若しくは第十条の二第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還を受けたとき、又は同項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還がなく、かつ、精神障害者本人が死亡した事実が判明したとき。
 - 二 法第四十五条の二第三項の規定により精神障害者保健福祉手帳の返還を命じたとき。
 - 三 前項の規定による通知を受けたとき。

(平一一政三九三・全改、平一二政一一・平一二政三○九・平一三政三三三・一部 改正)

- 第八条 法第四十五条第四項の規定による認定の申請は、その居住地を管轄する市町村長 を経由して行わなければならない。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による申請を行つた者が第六条第三項で定める精神障害の状態であると認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その申請を受理した市町村長においてその者の精神障害者保健福祉手帳に必要な事項を記載した後に当該精神障害者保健福祉手帳をその者に返還し、又は先に交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに新たな精神障害者保健福祉手帳をその者に交付しなければならない。
- 3 前項の規定による新たな精神障害者保健福祉手帳の交付は、その申請を受理した市町 村長を経由して行わなければならない。

(平一一政三九三・全改、平一二政三○九・平一三政三三三・一部改正)

- 第九条 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、その精神障害の状態が精神障害者 保健福祉手帳に記載された障害等級以外の障害等級に該当するに至つたときは、障害等 級の変更の申請を行うことができる。
- 2 都道府県知事は、前項の申請を行つた者の精神障害の状態が精神障害者保健福祉手帳 に記載された障害等級以外の障害等級に該当するに至つたと認めたときは、先に交付し た精神障害者保健福祉手帳と引換えに、新たな精神障害者保健福祉手帳をその者に交付 しなければならない。
- 3 第一項の規定による申請及び前項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付は、そ の居住地を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

(平七政二七八・追加、平一一政三九三・平一三政三三三・一部改正)

- 第十条 都道府県知事は、精神障害者保健福祉手帳を破り、汚し、又は失つた者から精神 障害者保健福祉手帳の再交付の申請があつたときは、精神障害者保健福祉手帳を交付し なければならない。
- 2 精神障害者保健福祉手帳を失つた者が、前項の規定により精神障害者保健福祉手帳の 再交付を受けた後、失つた精神障害者保健福祉手帳を発見したときは、速やかにこれを

居住地の都道府県知事に返還しなければならない。

3 第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請及び交付並びに前項の規定による 精神障害者保健福祉手帳の返還は、その居住地を管轄する市町村長を経由して行わなけ ればならない。

(平七政二七八・追加、平一一政三九三・平一三政三三三・一部改正)

- 第十条の二 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による届出義務者は、速やかに当該精神障害者保健福祉手帳を都道府県知事に返還しなければならない。
- 2 法第四十五条の二第一項又は前項の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還は、当該精神障害者保健福祉手帳に記載された居住地を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。

(平一一政三九三・追加、平一三政三三三・一部改正)

第十一条 第六条から前条までに定めるもののほか、精神障害者保健福祉手帳について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(平七政二七八・追加、平一二政三○九・一部改正)